

# 公益財団法人厚木市スポーツ協会の保有する個人情報の保護に関する規程

## 目次

- 第1章 総則（第1条～第4条）
  - 第2章 保有個人情報の取扱い等（第5条～第12条）
  - 第3章 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止
    - 第1節 開示請求権（第13条～第25条）
    - 第2節 訂正請求権及び利用停止請求権（第26条～第33条）
  - 第4章 異議の申し出（第34条）
  - 第5章 雜則（第35条～第37条）
- 附則

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この規程は、厚木市個人情報保護条例（平成16年厚木市条例第11号）の趣旨にのっとり、公益財団法人厚木市スポーツ協会（以下「協会」という。）において個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### （定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。ただし、事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。
- (2) 保有個人情報 協会の役員、評議員及び専門委員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、協会の役職員が組織的に利用するものとして、協会が保有しているものをいう。ただし、文書等（公益財団法人厚木市スポーツ協会の保有する情報の公開に関する規程（平成14年4月1日施行）第2条に規定する文書等をいう。）に記録されているものに限る。
- (3) 個人情報ファイル 保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

ア 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機

を用いて検索することができるよう体系的に構成したもの  
イ アに掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるよう体系的に構成したもの

(4) 個人情報取扱事務 個人情報ファイル（次に掲げる個人情報ファイルを除く。）を取り扱う事務をいう。

ア 公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法第2条に規定する地方公務員、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により公の施設の管理を行う指定管理者のうち、厚木市長（以下「市長」という。）が指定する公の施設を利用する権利に関する処分の権限を有するもの（以下「処分権限を有する指定管理者」という。）並びに公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第10条第1項の規定により設立した厚木市土地開発公社（以下「土地開発公社」という。）の役員及び職員をいう。以下同じ。）、協会の役職員に関する個人情報ファイルであって、専らその職務の遂行に関する事項を記録するもの

イ 協会の役職員又は協会の役職員であった者に関する個人情報ファイルであって、人事、給与、福利厚生等に関する事項を記録するもの

ウ 一時的に使用される個人情報ファイルであって、記録された事項を短期間で消去し、又は廃棄するもの

エ 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡に利用するため、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項を記録する個人情報ファイル

(5) 本人 個人情報によって識別され、又は識別され得る特定の個人をいう。

（会長の責務）

第3条 協会の会長（以下「会長」という。）は、この規程の目的を達成する

ため、協会の役職員に対する研修その他の個人情報の適正な取扱いについて必要な措置を講ずるとともに、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

(協会の役職員等の責務)

第4条 協会の役職員又は協会の役職員であった者は、職務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

2 協会の役職員は、その職務を利用して職務の用以外の用に供する目的で個人情報の収集、複製及び加工をしてはならない。

## 第2章 保有個人情報の取扱い等

(取扱いの制限)

第5条 会長は、次に掲げる事項に関する個人情報を取り扱ってはならない。

ただし、法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定に基づいて取り扱うとき、又は協会が行う事務若しくは事業の遂行上やむを得ず、かつ、本人の権利利益を不当に害するおそれがないと認めて取り扱うときはこの限りでない。

- (1) 思想、信条及び宗教
- (2) 人種及び民族
- (3) 犯罪歴
- (4) 社会的差別の原因となる事項

(個人情報取扱事務等の登録)

第6条 会長は、個人情報取扱事務について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿を備えなければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称及び目的
- (2) 個人情報取扱事務を開始する年月日
- (3) 個人情報取扱事務の根拠となる規程等又は法令等
- (4) 個人情報取扱事務で取り扱う個人情報ファイルの名称
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会長が定める事項

2 会長は、個人情報ファイル（本人の数が会長が定める数未満のものを除く。以下この項及び次項において同じ。）に関し、次に掲げる事項を記載した個人情報ファイル登録簿を前項の個人情報取扱事務登録簿と併せて備えなければならない。

- (1) 個人情報ファイルの名称及び利用目的
- (2) 個人情報ファイルの保有を開始する年月日

- (3) 個人情報ファイルに記録される項目
- (4) 個人情報の収集方法
- (5) 前条各号に掲げる個人情報が含まれるときは、その理由
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会長が定める事項

3 会長は、個人情報取扱事務を新たに開始しようとするとき、又は個人情報ファイルを新たに保有しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務又は当該個人情報ファイルについて、個人情報取扱事務登録簿又は個人情報ファイル登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

4 会長は、個人情報取扱事務登録簿及び個人情報ファイル登録簿を公表しなければならない。

(収集の制限)

第7条 会長は、個人情報を収集するときは、あらかじめ個人情報を取り扱う目的（以下「取扱目的」という。）を明確にし、収集する個人情報の範囲を当該取扱目的のために必要な限度を超えないものとしなければならない。

2 会長は、個人情報を収集するときは、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

3 会長は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等の規定に基づき収集するとき。
- (2) 本人の同意に基づき収集するとき。
- (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るために緊急かつやむを得ない必要があると認めて収集するとき。

(4) 出版、報道その他これらに類する行為により公にされたものから収集するとき。

(5) 国又は地方公共団体から提供を受けるときで、協会が行う事務又は事業の遂行上やむを得ず、かつ、本人の権利利益を不当に害するおそれがないと認めて収集するとき。

4 会長は、前項各号の規定に該当して個人情報を収集するときは、本人又は本人以外の者の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

5 会長は、第3項第3号の規定に該当して本人以外の者から個人情報を収集したときは、その旨及び当該個人情報に係る取扱目的を本人に通知しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第8条 会長は、取扱目的以外の目的に当該保有個人情報を利用し、又は提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等の規定に基づき利用し、又は提供するとき。
- (2) 本人の同意に基づき利用し、若しくは提供するとき、又は本人に提供するとき。
- (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要があると認めて利用し、又は提供するとき。

2 会長は、前項第3号の規定に該当して保有個人情報を利用し、又は提供したときは、その旨及びその目的を本人に通知しなければならない。

(提供先への措置の要求等)

第9条 会長は、前条第1項各号の規定に該当して保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、当該提供を受ける者に対し、当該提供に係る保有個人情報の利用目的若しくは利用方法について制限を課し、又はその適正な取扱いについて必要な措置を講ずるよう求めなければならない。

(オンライン結合による提供)

第10条 会長は、法令等に定めがあるとき、又は公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるときでなければ、オンライン結合（協会が管理する電子計算機と協会以外の者が管理する電子計算機その他の機器とを通信回線を用いて結合し、協会の保有個人情報を協会以外の者が隨時入手し得る状態にする方法をいう。以下同じ。）による保有個人情報の提供を行ってはならない。

2 会長は、オンライン結合による保有個人情報の提供を行った場合において、個人の権利利益が侵害されるおそれが生じたときは、当該提供の停止その他必要な措置を講じなければならない。

(適正な維持管理)

第11条 会長は、保有個人情報の保護を図るため、次に掲げる事項について必要な措置を講じて、保有個人情報について適正な維持管理を行わなければならない。

- (1) 保有個人情報は、正確、完全かつ最新なものとすること。
- (2) 保有個人情報の漏えいを防止すること。
- (3) 保有個人情報の改ざん、滅失、き損その他の事故を防止すること。

2 会長は、保有個人情報の保存が必要でなくなったときは、当該保有個人情報を確實に、かつ、速やかに廃棄しなければならない。

3 会長は、前2項の規定による事務を処理させるため、個人情報管理責任者を定めるものとする。

(委託等に伴う措置)

第12条 会長は、個人情報取扱事務の全部又は一部の取扱いを伴う業務を協会以外のものに委託するときは、当該委託を受けた者（以下「受託者」という。）が取り扱う当該受託した業務に係る個人情報の保護に関し、必要な措置を講じなければならない。

2 前項の場合において会長は、個人情報が不適正に取り扱われるおそれがあると認めるときは、当該受託者に対し、報告を求め、又は必要な調査を行うものとする。

### 第3章 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止

#### 第1節 開示請求権

(開示請求権)

第13条 何人も、この規程の定めるところにより、会長に対し、協会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 死者と一定の身分関係等を有する次に掲げる者（以下「相続人等」という。）は、この規程及び会長が別に定めるところにより、会長に対し、相続した財産、相続以外の原因により取得した権利義務等に関する当該死者を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

(1) 死者の相続人

(2) 死者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹

(3) 前各号に掲げる者のほか、会長が認める死者の関係者

3 次に掲げる者（次条第2項及び第23条第2項において「法定代理人等」という。）は、本人又は相続人等に代わって前2項の規定による開示の請求をすることができる。ただし、第1号に掲げる者が当該開示の請求をしようとする場合において、当該本人の利益に反すると会長が認めるときは、この限りでない。

(1) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人

(2) 本人又は相続人等が前2項の規定による開示の請求をすることができないやむを得ない理由があるものとして会長が認める場合における代理人

(開示請求の手続)

第14条 前条各項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を提出してしなければならない。

- (1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 開示請求に係る保有個人情報が記録されている文書等の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会長が定める事項

2 前項の場合において、開示請求をしようとする者は、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項又は第3項の規定による開示請求にあっては、相続人等であること、又は法定代理人等であること。）を示す書類で会長が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

3 会長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めるものとする。この場合において、会長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

#### （保有個人情報の開示義務）

第15条 会長は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 開示請求者（第13条第2項又は第3項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人をいう。以下この号及び次号、次条第2項並びに第22条第1項において同じ。）以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により若しくは他の情報と照合することにより開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるもの（開示することにより、開示請求者以外の特定の個人の正当な権利利益を害するおそれがあるものに限る。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の正当な権利利益を害するおそれのあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要

であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等及び協会の役職員である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等及び協会の役職員の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分

(2) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人、処分権限を有する指定管理者、土地開発公社を除く。この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、事業によって消費生活に及ぼし、又は及ぼすおそれのある危害を防止するため、開示することが必要であると認められる情報その他の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な権利利益を害するおそれがあるもの

イ 会長の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(3) 個人の指導、診断、評価、選考等に関する情報であって、開示することにより、当該指導、診断、評価、選考等に著しい支障が生ずるおそれがあるもの。

(4) 協会内部における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれその他当該審議、検討又は協議に著しい支障が生ずるおそれがあるもの

(5) 協会又は国若しくは地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人、処分権限を有する指定管理者、土地開発公社の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、その公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等、地方独立行政法人、処分権限を有する指定管理者、土地開発公社に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(6) 開示することにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる情報

(7) 法令等の規定により、開示することができないとされている情報

(保有個人情報の一部開示)

第16条 会長は、開示請求に係る保有個人情報の一部に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第1号に規定する情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の正当な権利利益を害するおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号に規定する情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第17条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、会長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第18条 会長は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨並びに開示をする日時及び場所を書面により通知しなければならない。

2 会長は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有

していないときを含む。) は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第19条 前条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があつた日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第14条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、会長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を45日以内に限り延長することができる。この場合において、会長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第20条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があつた日から起算して60日以内にそのすべてについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、会長は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、会長は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(理由付記等)

第21条 会長は、第18条各項の規定により、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示しないときは、開示請求者に対し、当該各項に規定する書面にその理由を示さなければならない。

2 会長は、前項の場合において、開示請求に係る当該保有個人情報の全部又は一部を開示できるようになることが明らかであるときは、その旨（開示できるようになる期日があらかじめ明示できるときは、その期日）を開示請求者に通知するものとする。

(開示請求に係る第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第22条 開示請求に係る保有個人情報に協会、国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人、处分権限を有する指定管理者、土地開発公社及び開示請求者以外の者（以下「開示請求に係る第三者」という。）に関する情

報が含まれているときは、会長は、開示決定等をするに当たって、当該開示請求に係る第三者に対し、開示請求に係る第三者に関する情報の内容その他会長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 会長は、開示請求に係る第三者に関する情報が記録されている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該開示請求に係る第三者に関する情報が第15条第1号イ又は第2号ただし書に規定する情報に該当すると認められるときは、開示決定に先立ち、当該開示請求に係る第三者に対し、開示請求に係る第三者に関する情報の内容その他会長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該開示請求に係る第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。
- 3 会長は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた開示請求に係る第三者が当該開示請求に係る第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならぬ。この場合において、会長は、開示決定後直ちに、当該意見書を提出した開示請求に係る第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

#### (保有個人情報の開示の方法)

第23条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して会長が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあっては、会長は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

- 2 保有個人情報の開示を受ける者は、当該開示を受ける者が当該開示に係る保有個人情報の本人であること（第13条第2項又は第3項の規定による開示請求にあっては、相続人等であること、又は法定代理人等であること。）を示す書類で会長が定めるものを提示しなければならない。

#### (開示請求の特例)

第24条 会長があらかじめ定めた保有個人情報については、第14条第1項の規定にかかわらず、開示請求は、口頭により行うことができる。

- 2 会長は、前項の規定によりあらかじめ定めた保有個人情報について開示請

求があったときは、第18条から第20条までの規定にかかわらず、速やかに、前条各項に規定する方法により開示をするものとする。

(費用負担)

第25条 保有個人情報の開示の手続に要する費用は、無料とする。

2 開示請求に係る保有個人情報（第23条第1項の規定により保有個人情報を複写したものと含む。）の写し等の交付に要する費用は、開示請求者の負担とする。

第2節 訂正請求権及び利用停止請求権

(訂正請求権及び利用停止請求権)

第26条 何人も、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、この規程の定めるところにより、会長に対し、当該保有個人情報の訂正（追加及び削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。

2 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この規程の定めるところにより、会長に対し、当該各号に定める措置（以下「利用停止」という。）を請求することができる。

- (1) 第5条の規定に違反して保有されているとき、第7条第1項から第3項までの規定に違反して収集されているとき、又は第8条第1項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去
- (2) 第8条第1項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

3 相続人等は、第13条第2項の規定による開示請求をすることができる死者を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するとき、又は第2項各号のいずれかに該当すると思料するときは、この規程の定めるところにより、会長に対し、当該保有個人情報の訂正又は利用停止を請求することができる。

4 次に掲げる者（次条第2項第1号において「法定代理人等」という。）は、本人又は相続人等に代わって前3項の規定による訂正又は利用停止の請求をすることができる。ただし、第1号に掲げる者が当該訂正又は利用停止の請求をしようとする場合において、当該本人の利益に反すると会長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人
- (2) 本人又は相続人等が前3項の規定による訂正又は利用停止の請求をすることができないやむを得ない理由があるものとして会長が認める場合における代理人

(訂正等の請求の手続)

第27条 前条各項の規定による訂正又は利用停止（以下「訂正等」という。）の請求（以下「訂正等の請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「訂正等の請求書」という。）を会長に提出してしなければならない。

- (1) 訂正等の請求をする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 訂正等の請求に係る保有個人情報の内容
- (3) 訂正等の内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、会長が定める事項

2 前項の場合において、訂正等の請求をしようとする者は、次に掲げる書類を提出し、又は提示しなければならない。

- (1) 訂正等の請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第3項又は第4項の規定による訂正等の請求にあっては、相続人等であること、又は法定代理人等であること。）を示す書類で会長が定めるもの
- (2) 訂正の請求にあっては、当該訂正の内容が事実に合致することを証明する書類

3 会長は、訂正等の請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正等の請求をした者（以下「訂正等の請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めるものとする。この場合において、会長は、当該訂正等の請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(保有個人情報の訂正等の義務)

第28条 会長は、訂正等の請求があった場合において、当該訂正等の請求に理由があると認めるときは、訂正の請求にあっては当該請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、利用停止の請求にあっては協会における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で当該保有個人情報の訂正等をしなければならない。

(訂正等の請求に対する措置)

第29条 会長は、訂正等の請求に係る保有個人情報の訂正等をするときは、その旨の決定をし、訂正等の請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 会長は、訂正等の請求に係る保有個人情報の訂正等をしないときは、その旨の決定をし、訂正等の請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(訂正等の決定等の期限)

第30条 前条各項の決定(以下「訂正等の決定等」という。)は、訂正等の請求があつた日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第27条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、会長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を45日以内に限り延長することができる。この場合において、会長は、訂正等の請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正等の決定等の期限の特例)

第31条 会長は、訂正等の決定等に特に長期間を要すると認めるとときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正等の決定等をすれば足りる。この場合において、会長は、同条第1項に規定する期間内に、訂正等の請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 訂正等の決定等をする期限

(訂正等の請求に係る第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第32条 訂正等の請求に係る保有個人情報に協会、国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人、処分権限を有する指定管理者、土地開発公社及び訂正等の請求者(第26条第3項又は第4項の規定による訂正等の請求にあっては、当該本人をいう。)以外の者(以下「訂正等の請求に係る第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、会長は、訂正等の決定等をするに当たって、当該訂正等の請求に係る第三者に対し、訂正等の請求に係る第三者に関する情報の内容その他会長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 会長は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた訂正等の請求に係る第三者が当該訂正等の請求に係る第三者に関する情報の訂正等に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、訂正等の決定をするときは、訂正等の決定の日と訂正等を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、会長は、訂正等の決定後直ちに、当該意見書を提出した訂正等の請求に係る第三者に対し、訂正等の決定をした旨及びその理由並びに訂正等を実施する日を書面により通知しなければならない。

(訂正等をした場合の提供先への措置の要求等)

第33条 会長は、第28条の規定による保有個人情報の訂正等をした場合において、第8条第1項各号の規定に該当して当該保有個人情報を提供しているときは、当該提供を受けている者に対し、速やかに、当該提供に係る個人情報の訂正その他の協会と同様の措置を講ずるよう求めなければならない。この場合において、当該協会と同様の措置を講ずるよう求められた者は、その結果を書面により会長に報告しなければならない。

2 会長は、前項の規定による報告があったときは、当該訂正等の請求者に対し、速やかに、当該報告の内容を書面により通知しなければならない。

#### 第4章 異議の申し出

##### (異議の申し出)

第34条 開示請求者又は訂正等請求者は、開示決定等又は訂正等の決定等について不服があるときは、会長に対して、書面により異議の申し出（以下「異議申出」という。）をすることができる。

2 異議申出は、開示決定等又は訂正等の決定等を知った日の翌日から起算して60日以内にしなければならない。

3 異議申出があった場合には、会長は、当該異議申出の対象となった開示決定等又は訂正等の決定等について再度の検討を行った上で、当該異議申出に対する決定（以下「異議申出の決定」という。）を書面により行うものとする。

4 会長は、異議申出の決定を行う場合において、当該異議申出を認める場合又は期間の経過等により当該異議申出を拒否する場合を除いて、市長に助言を求めるものとし、必要に応じて厚木市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の意見を聞くものとする。

5 会長は、市長から、審査会の意見を聴くために必要と認める資料の提示、説明等を求められたときには、これらに応じるものとする。

6 会長は、市長が審査会の意見を聴いたときは、当該意見を尊重して異議申出の決定を行うものとする。

#### 第5章 雜則

##### (苦情の申出)

第35条 何人も、協会が行う自己を本人とする保有個人情報の取扱いが不適正であると認めるときは、会長に対し、苦情を申し出ることができる。

2 会長は、前項の規定による苦情の申出（以下「申出」という。）があった場合は、速やかにその内容を調査し、当該申出に正当な理由があると認めるときは、必要な是正措置を講じなければならない。

3 会長は、申出をした者に対し、第2項の規定による是正措置の内容を書面により通知しなければならない。

(懲戒)

第36条 協会の職員が第4条に規定する責務に違反した場合は、協会職員就業規則に基づく懲戒処分を受ける。

(委任)

第37条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成17年4月1日（第2項において「施行日」という。）から施行する。

2 この規程の施行の際現に行われている個人情報ファイルを取り扱う事務又は現に保有されている個人情報ファイルに係る第6条第3項の規定の適用については、同項中「を新たに開始しようとするとき、又は個人情報ファイルを新たに保有しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務又は当該個人情報ファイルについて」とあるのは、「又は個人情報ファイルについて、施行日以後、遅滞なく」とする。

3 この規程は、令和2年4月1日から施行する。